

建設協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 1 月 21 日 (月)
午前 10 時
場所 第 4 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 一般廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について
- 2 八戸市下水道事業に係る経営戦略の策定について
- 3 新大橋通行止め開始について
- 4 新大橋整備事業に伴う八太郎方面のバス路線の変更について
- 5 その他

一般廃棄物収集運搬業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき当市より一般廃棄物収集運搬業許可を受けた者が法に違反した事実を確認したことから、以下のとおり行政処分を行うものである。

1 被処分者及び行政処分の内容

- (1) 所在地 青森県八戸市大字妙字西平 50 番地 3
- (2) 名称 株式会社クリーンさかもと
- (3) 代表者 代表取締役 坂本 博之
- (4) 処分の内容 一般廃棄物収集運搬業許可の取消処分

2 処分年月日

平成 31 年 1 月 18 日

3 行政処分の原因となる事実

(1) 産業廃棄物収集運搬業無許可営業（法第 14 条第 1 項）

同社は収集運搬を受託した産業廃棄物を無許可で自社敷地内に保管していた。

当該行為は収集運搬過程における積替え保管行為であり、当市の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要である。同社はこれを有しておらず、無許可営業に該当する。

(2) 産業廃棄物処分業無許可営業（法第 14 条第 6 項）

同社は他社が排出した産業廃棄物の木くずを無許可で切断及び焼却していた。

当該行為は切断・焼却による産業廃棄物の処分行為であり、当市の産業廃棄物処分業の許可が必要である。同社はこれを有しておらず、無許可営業に該当する。

(3) 焼却禁止（法第 16 条の 2）

ドラム缶及び環境省令で定める構造基準を満たさない焼却炉で廃棄物を焼却していた。

また、同社代表は平成 30 年 1 月から 20 回程度、総量 1.5t 程度の木くずを繰り返し焼却した事実を認めており、当該行為は焼却禁止違反に該当する。

4 行政処分の理由

3 の (1)、(2)、(3) の違反はいずれも許可取消相当の違反であることから、法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号の規定に該当するものとして、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消す。

※法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号（要旨）

法に違反し、情状が特に重い場合、市町村長はその許可を取り消さなければならない。

八戸市下水道事業に係る経営戦略の策定について

1 策定の目的

本市の公共下水道事業は、昭和28年に新井田川と馬淵川に挟まれた約740haの区域について基本計画を策定し、その後7度の計画変更を行い、現在2処理区（東部及び馬淵川）において事業を進めている。

今後、行政人口の減少に伴い、これまでのような使用料収入の増加が見込まれず、また、施設・設備の老朽化に伴う更新投資時期の到来が予測されるなど厳しい経営環境にあるが、将来にわたり安定的な住民サービスの提供が可能となるように、国からの要請等も踏まえ、「中長期的な経営の基本計画」である経営戦略を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むものである。

（参考：国の要請等）

平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知〈公営企業の経営に当たっての留意事項について〉

- ・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請

平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知〈「経営戦略」の策定推進について〉

- ・「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進（平成32年度までに策定率100%）

※農業集落排水事業に係る経営戦略は、平成29年3月に策定済み

2 計画の内容

別紙「八戸市下水道事業経営戦略」のとおり

3 計画期間

10年間（平成31年度から平成40年度まで）

4 公表

市ホームページにおいて公表

八戸市下水道事業経営戦略【概要】

1. 事業概要

◆現況

- ・昭和 28 年に基本計画を策定。昭和 31 年度から事業に着手し、現在 2 処理区(東部及び馬淵川)において事業を進めている。

<平成 29 年度末の状況>

普及率	62.4 %	処理区域内人口 ÷ 行政人口
水洗化率	84.5 %	水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

◆事業の動向

- ・処理区域内人口は増加傾向にあり、行政人口減少の影響はあるものの、計画段階にある地区の整備を継続し処理区域の拡大を図ることで、今後も緩やかに増加するものと見込んでいる。
- ・有収水量及び使用料収入は年々増加しているが、行政人口の減少に伴い、これまでのような増加は期待できず、増加率は小さくなるものと見込んでいる。
- ・設備投資については、未普及地域の解消に向けて現在 6 地区で整備を進めているほか、近年は浸水対策としての雨水ポンプ場整備や、東部終末処理場の水処理施設増築工事に取り組んでいる。

項目	H29 実績	H40 推計	増減
行政人口 (人)	230,738	206,340	△24,398
処理区域内人口(人)	143,897	158,193	+14,296

項目	H29 実績	H40 推計	増減
有収水量 (千 m ³)	12,537	13,600	+1,063
使用料 (百万円)	2,585	2,820	+235

◆経営指標による現状分析

- ・使用料で回収すべき汚水処理経費について、平成 29 年度の経費回収率は 99.99%で、現行の使用料でほぼ賄えている状況となっている。
- ・汚水処理原価は、起伏のある地形や岩盤に対する工事が必要な地理的特性により工事費が割高となっていることもあり、類似団体平均を上回っている。
- ・水洗化率は概ね 85%台で推移しており、類似団体平均より低いことから、公共用水域の水質保全や使用料収入確保のためにも、その向上が課題である。

2. 経営の基本方針

継続的・安定的に事業を推進していくため、次の4点を基本方針として取り組んでいく。

◆計画的な建設投資の実施

- ・「八戸市公共下水道全体計画」に基づき、投資財源(使用料や企業債等)とのバランスをとりながら実施する。

◆下水道施設等の適正な管理・更新

- ・計画的な保守点検等による適正な維持管理に努めるとともに、「八戸市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な改築更新を進める。

◆水洗化の促進

- ・未接続者に対する普及啓発活動の強化等により、水洗化のさらなる促進を図る。

◆安定した経営基盤の確立

- ・平成 32 年度に予定している地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)により、経営状況を的確に把握しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

3. 計画期間

10 年間（平成 31 年度から平成 40 年度まで）

4. 投資・財政計画

今後 10 年間の収支計画において、実質収支で毎年 5 千万円の黒字を見込む。

◆投資について

- ・建設改良費は毎年 47 億円前後を見込み、新規整備（未普及対策）に力を入れるほか、処理施設や管きよ等の耐震化や改築更新にも対応していく。

◆財源について

- ・使用料収入は微増での推移を見込み、建設改良費の充当財源として企業債を活用する。
- ・一般会計からの繰入金は、概ね 30 億円前後での推移を見込む。

◆投資以外の経費について

- ・東部終末処理場等における包括的民間委託を継続しながら、施設・設備の適切な維持管理及び経費節減を図る。
- ・経済情勢の変化や労務単価の上昇に伴い増加が見込まれる費用（動力費・委託費等）については、業務内容の見直し等により経費の軽減に努める。

5. 効率化・経営健全化の取組み

◆共同化の促進

- ・平成 32 年度に是川住宅団地汚水処理場を廃止し、東部終末処理場へ接続予定であるほか、2 つの農業集落排水区域（一日市及び豊崎）の公共下水道への統合を目標としており、これらの取組みにより、更新費用や維持管理費の縮減を図る。

◆地方公営企業法の適用

- ・平成 32 年 4 月の公営企業会計への移行により、ストック情報等を的確に把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。

6. 経営戦略の事後検証、更新等について

経営環境の変化や、公営企業会計移行に伴う経営指標等の状況を踏まえ、随時フォローアップしながら、3～5年ごとに見直しを行う。

新大橋通行止め開始について

1. 通行規制

- ① 規制期間 2019年(平成31年)4月1日(月)午前0時～供用開始(2025年度末予定)まで
- ② 規制区間 八戸ガス前交差点から八太郎交差点までの区間(約600m)
- ③ 規制内容 全面通行止め(車両及び歩行者)
- ④ 最寄りの橋 沼館大橋(上流側)、馬淵大橋(上流側)、八太郎大橋(下流側)

2. 広報活動

- ① 広報はちのへ【3月号(2月20日発行)掲載】
- ② 近隣自治体の広報誌
 - ・三沢市・階上町・南部町【3月号(3月発行)掲載予定】
 - ・おいらせ町【3月号(2月発行)掲載予定】
 - ・五戸町【2月号(2月発行)掲載予定】
- ③ 新聞【地元紙(3月中旬掲載予定)】
- ④ ポスター掲示【2月中旬～3月上旬配布】
【関係機関約1,200団体(各種事業所・高校・大学・保育所・幼稚園等)】

3. 工事手順

- | | | |
|------------------|---------|-------------------------------------|
| ① 既設橋の上部工(床版等)撤去 | ⇒ 橋上作業 | } 2019年度(平成31年度)の予定事業は、
①②及び③の一部 |
| ② 既設橋の上部工(桁)撤去 | ⇒ 河川敷作業 | |
| ③ 既設橋の下部工撤去 | ⇒ 河川敷作業 | |
| ④ 新設橋の下部工設置 | ⇒ 河川敷作業 | |
| ⑤ 新設橋の上部工(桁)設置 | ⇒ 河川敷作業 | |
| ⑥ 新設橋の上部工(床版等)設置 | ⇒ 橋上作業 | |

全面通行止めのお知らせ

新大橋周辺市道

(八戸ガス前交差点～八太郎交差点の区間)

平成31年4月1日(月)午前0時～
供用開始まで(終日)の期間

位置図



八戸市では、老朽化した新大橋の架替工事に伴い、上図の市道区間を、工事期間中(供用開始までの期間)全面通行止めといたします。

対岸へのご通行の際には、大変ご不便をおかけいたしますが、最寄りの橋へ迂回していただきますよう、お願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

八戸市 建設部 道路建設課

TEL:0178-43-9394 FAX:0178-43-8630 Mail:doroken@city.hachinohe.lg.jp

新大橋整備事業に伴う八太郎方面のバス路線の変更について

1 八太郎方面のバス路線の見直しについて

現在、新大橋を経由するバス路線は、市営バスが運行する「多賀台団地線（八太郎まわり）」「日計線」、南部バスが運行する「河原木団地線」「お買い物ライナー線」「シルバーフェリーシャトルバス線」の計5路線ある。

新大橋整備事業により、平成31年度から新大橋が通行止めの期間に入ることから、両バス事業者では4月1日から八太郎方面のバス路線の経路等を変更することとしたものである。

2 変更の概要について（別紙1、2参照）

以下の4路線については、新大橋の通行止めに伴い、中心街から沼館大橋を経由し、石堂四丁目付近を経由する経路に変更するものである。

①多賀台団地線（八太郎まわり）の変更

運行事業者：市営バス

変更前	変更後
中心街方面～沼館三丁目～八太郎～多賀台団地	中心街方面～沼館三丁目（移設）～ <u>城北小学校通（新設）</u> ～ <u>石堂四丁目（新設）</u> ～ <u>高州一丁目（新設）</u> ～八太郎（移設）～多賀台団地

②日計線の変更

運行事業者：市営バス

変更前	変更後
中心街方面～沼館三丁目～八太郎～小田前～シルバークリニック	中心街方面～沼館三丁目（移設）～ <u>城北小学校通（新設）</u> ～ <u>石堂四丁目（新設）</u> ～ <u>高州一丁目（新設）</u> ～八太郎（移設）～小田前～シルバークリニック

③河原木団地線（南部バス系統）の廃止及び日計線（市営バス系統）の新設

運行事業者：南部バス→市営バス

※経路変更に伴う運行距離の増加により、両バス事業者で運賃設定額等が異なることとなったが、利用者の利便性やわかりやすさを確保するため、運行事業者を市営バスに統一し、南部バスが運行していた河原木団地線については、運行経路等を変更し、市営バスの日計線に集約する。

変更前	変更後
中心街方面～沼館三丁目～八太郎～小田前～河原木団地南口～馬淵大橋～八戸城北病院	中心街方面～沼館三丁目（移設）～ <u>城北小学校通（新設）</u> ～ <u>石堂四丁目（新設）</u> ～ <u>高州一丁目（新設）</u> ～八太郎（移設）～小田前～ <u>河原木団地南口（終点）</u>

④お買い物ライナー線の変更

運行事業者：南部バス

変更前	変更後
ラピア～ピアドゥイトヨカドール前～（新大橋経由）～八太郎～河原木団地～八戸城北病院～（沼館大橋経由）～沼館三丁目～ピアドゥイトヨカドール前～ラピア	ラピア～ピアドゥイトヨカドール前～沼館三丁目～（沼館大橋経由）～八太郎～河原木団地～八戸城北病院～（沼館大橋経由）～沼館三丁目～ピアドゥイトヨカドール前～ラピア

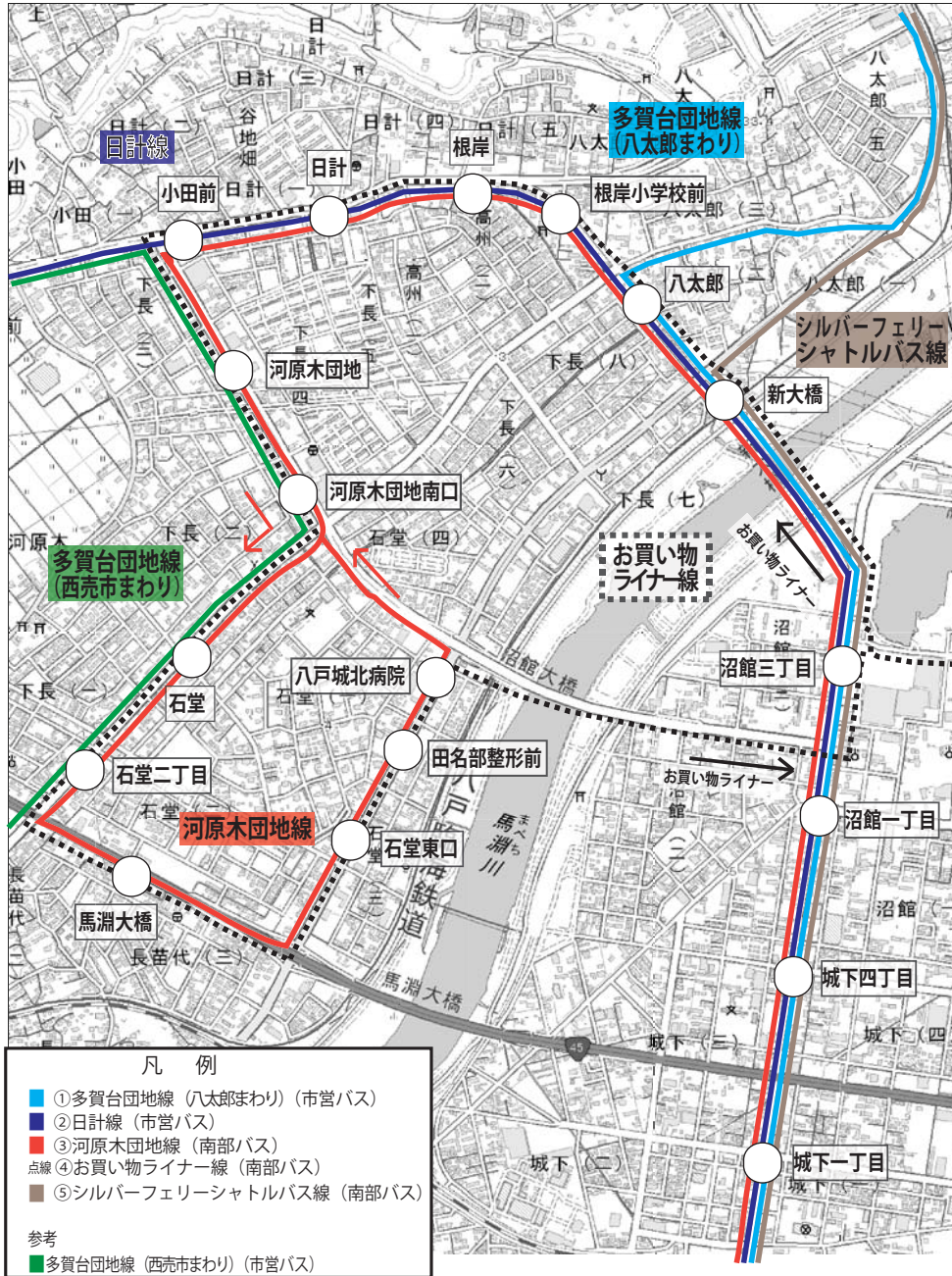
シルバーフェリーシャトルバス線については、新大橋通行止めに伴い、中心街から沼館大橋を経由し、産業道路を通る経路へ変更するものである。

⑤シルバーフェリーシャトルバス線の変更

運行事業者：南部バス

変更前	変更後
中心街方面～本八戸駅～（新大橋経由）～フェリーターミナル	中心街方面～本八戸駅～（沼館大橋経由）～フェリーターミナル

現在の八太郎方面のバス路線 (平成30年4月1日現在)



変更後の八太郎方面バス路線 (平成31年4月1日より)

